

弁護士による 法律相談

相続や贈与など法律上の問題について専門家である弁護士がご相談をお受けいたします。

相談内容	●相続 ●贈与 ●離婚 ●債権債務など 法律上の各種問題について
対象者	行田市民
相談料	無料
相談場所	行田市産業文化会館2階 第一会議室 至熊谷 125 行田バイパス 谷郷 至羽生 秩父線 行田市駅 東行田駅 至熊谷 至加須 城西 市役所 郷土資料館 産業文化会館 桜町 至熊谷バイパス(国道17号) 警察署 消防署
相談日時等	●毎月第2木曜日 午後1時30分から午後4時00分まで (受付最終回は午後3時35分) ●毎月第4火曜日 午前9時30分から正午まで (受付最終回は午前11時35分) ※完全予約制 (各日6組限定・先着順、相談時間は1組につき25分) ※相談日は変更となる場合があるため、詳細は下記二次元コードのサイトから確認してください。 ※時間に限りがありますので、ご相談内容をあらかじめ整理したうえでお越しください。
申込方法	●第2木曜日分：前月の15日から 第4火曜日分：相談月の1日から } 電話又は地域活動推進課窓口で、予約の受付を開始します。 (開始日が閉庁日に当たるときは、翌開庁日から開始) ●受付時間は、午前8時30分から午後5時15分です。
その他	●都合によりご予約をキャンセルする場合は、必ず事前にご連絡ください。 ※無断キャンセルをされた場合、今後のご予約をお断りする場合があります。 ●同一案件での2回目以降の相談はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。
問い合わせ	行田市役所 地域活動推進課 ☎048-556-1111 (内線252) 行田市 法律相談 検索